

一般社団法人大阪府薬剤師会学術研究倫理審査費用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人大阪府薬剤師会学術研究倫理審査業務手順書の運用に関し、審査費用の細部を規定することを目的とする。

(内規の運用範囲)

第2条 この内規の適用を受ける者は、一般社団法人大阪府薬剤師会学術研究倫理審査を申請したものとする。

(大阪府薬剤師会会員審査料)

第3条 大阪府薬剤師会会員からの新規申請に基づく審査料は、1申請あたり2万円(消費税別)とする。

2 大阪府薬剤師会会員からの既審査研究(承認済み)の変更審査料は、学術研究倫理審査委員会の判断により、次の各号のとおりとする。

一 研究計画変更により審議が必要となり審査を行う場合は、2万円(消費税別)とする。

二 共同研究者の名称の変更および追加、研究期間の延長等の軽微な研究計画変更における迅速審査の場合は、無料とする。

3 申請者は学術研究倫理審査申請時に、審査料を所定の銀行口座に振り込むものとする。

4 既に納入された審査料は返金しないものとする。

(大阪府薬剤師会会員以外からの申請)

第4条 大阪府薬剤師会会員以外からの新規申請に基づく審査料は、1申請あたり7万円(消費税別)とする。

2 大阪府薬剤師会会員以外からの既審査研究(承認済み)の変更審査料は、1申請あたり7万円(消費税別)とする。

3 申請者は学術研究倫理審査申請時に、審査料を所定の銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は申請者が支払うものとする。

4 既に納入された審査料は返金しないものとする。

第5条 この内規の改廃は、会長の決裁によるものとする。

附 則

この内規は、令和元年(2019年)12月12日から施行する。

令和3年(2021年)12月9日改訂